

平成30年度第11回
東京都私立学校審議会（第784回）

平成31年3月18日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○小泉会長代行 それでは、会長代行を務めさせていただきます。

ただいまから「平成30年度第11回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局からご報告をお願いいたします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○小泉会長代行 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開についてですが、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開といたします。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

○私学行政課長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております2件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成31年3月18日付、東京都知事名。

記、1、馬込幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（大田区）、外1件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小泉会長代行 本日の議案は、既に諮問されている案件6件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件2件でございます。

各案件につきましては、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第1号から議案第8号につきましては、部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○小泉会長代行 それでは初めに、既に諮問されている案件について審議をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人樹心学園の寄附行為認可及び和敬幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果について説明をお願いいたします。

○友松委員 それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、大田区所在の和敬幼稚園の設置者を、宗教法人嚴正寺から学校法人樹心学園に変更するものでございます。

去る3月4日、遠藤委員、私学部及び大田区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

和敬幼稚園は昭和27年以来、60年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、感謝の気持ちを持つ、優しい子供を育てることを目標としていることを目標としていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にした教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号について、ご説明申し上げます。

これは、大田区所在の和敬幼稚園の設置者を、学校法人樹心学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人樹心学園の寄附行為認可について、説明いたします。

議案第1号をごらんください。

名称は、学校法人樹心学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、和敬幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員、または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、和敬幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人樹心学園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人樹心学園。

設立代表者は、北條奈々氏。

園長も、同じく北條奈々氏でございます。

経費の見積もり維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第3号及び議案第4号は、学校法人明正学園の寄附行為認可及び欣浄寺みのり幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の遠藤委員から調査結果につきまして、報告、説明をお願いいたします。

○遠藤委員 それでは、議案第3号及び第4号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、日野市所在の欣浄寺みのり幼稚園の設置者を、宗教法人欣浄寺から学校法人明正学園に変更するものでございます。

去る2月27日、町山委員、私学部、日野市の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

欣浄寺みのり幼稚園は、昭和40年以来、50年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、多様な経験を通じて豊かな心を育てることを大切にしていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をしてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼の担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にした教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

この3点を要望しました。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第3号及び第4号について、ご説明申し上げます。

これは、日野市所在の欣浄寺みのり幼稚園の設置者を、学校法人明正学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人明正学園の寄附行為認可について説明いたします。

議案第3号をごらんください。

名称は、学校法人明正学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園は、欣浄寺みのり幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は、1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員、または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第4号、欣浄寺みのり幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人明正学園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人明正学園。

設立代表者は、工藤彰雄氏。

園長も、同じく工藤彰雄氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級240名を7学級210名にするものでございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきましては、その許可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第5号及び議案6号は、学校法人そだちの園の寄附行為認可及び坂の上幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の町山委員から、調査結果につきまして説明をお願いいたします。

○町山委員 それでは、議案第5号及び第6号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、国分寺市所在の坂の上幼稚園の設置者を、坂本邦彦氏から学校法人そだちの園に変更するものでございます。

去る3月8日、友松委員、私学部及び国分寺市の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

坂の上幼稚園は、昭和39年以来、50年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、協調性のある優しい子供を育てることを目的としていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望しました。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第5号及び議案第6号について、ご説明申し上げます。

これは、国分寺市所在の坂の上幼稚園の設置者を、学校法人そだちの園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人そだちの園の寄附行為認可について、説明いたします。

議案第5号をごらんください。

名称は、学校法人そだちの園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、坂の上幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員、または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第6号、坂の上幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人そだちの園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人そだちの園。

設立代表者は、坂本邦彦氏。園長も、同じく坂本邦彦氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の12学級350名を、12学級420名にするものでございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

加茂川委員、お願いします。

○加茂川委員 議案第5号について、質問いたします。

議案としては学校法人化、幼稚園の設置者として学校法人化を進めることですから、大変望ましいと思っていますし、また、学校法人立の幼稚園が1校ふえることになって、結果として大変望ましいことだと思っていますが、この議案第5号の資産の土地について、ちょっと質問したいのです。

学法化の要件で、一部借用が認められることも知っていますが、このケースの場合には、個人立が学法化する際に、一部を寄附し、残部を所有権を残して借用する形になっています。

この内訳を見ますと、必要な園舎敷地と運動場をあわせた2,200平米プラス強が、自己所有の2,669で十分賄われている、借用部分がなくても法人化できているという数字上の理解ができるのですが、実際にはそうではないのかもしれませんが、その辺の内訳をちょっと説明していただければと思います。

すなわち、自己所有分と借用分を切り分けることができるのであれば、自己所有だけで法人化できたケースではないかと思われるのですが、もっと複雑な事情があるのかもしれませんが。

○議案担当者 学校法人そだちの園の土地の寄附関係につきましては、今すぐ寄附するということを決め切れないということで、学校法人化を先に進めて、まずは体制をきちんと幼稚園としていくべきだということですので、こちら、一部、借用というのを認めております。

今後は、これからまたお話し合いいただいて、自己所有に向けて取り組んでいくと聞いております。

借用部分につきましては、用途としては、幼稚園の運動場、園舎、敷地の一部と、保護者の駐車場という内容で借用を認めております。

○小泉会長代行 よろしいでしょうか。

○加茂川委員 わかりました。さらなる自己所有化に向けて進んでいくということで、理解をいたしました。

○小泉会長代行 何かそのほかに。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 済みません。議案第6号だけ、教諭の兼任というのが10名もいるのですけれども、ここだけ420名定員で、専任は、12人が定数だから14いるからいいのでしょうかけれども、ほかの学校だとこんなに兼任がないのだけれども、ここは何でこんなに兼任が多いのですか。

○議案担当者 内容は、担任の補助、もしくは預かり保育において、資格のある教諭というこ

とで、兼任を充てていると聞いております。

○吉田委員 働き方改革に合わせて。

○議案担当者 それも含めてですが、なかなかやはり教諭の確保というのが難しいので、補助の方をたくさん充てて、この420人を見ていくと聞いています。

○吉田委員 これは「兼任」と書いてあっても、教諭ということは、免許状は持っているという人ということですね。

○議案担当者 免許は持っております。

○吉田委員 わかりました。

○小泉会長代行 ほかはありますでしょうか。

それでは、議案第5号及び議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

幼稚園関係の案件でございます。

議案第7号は、幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○議案担当者 それでは、議案第7号、馬込幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぐため、設置者を変更し、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

新設置者は、佐藤精一氏。

園長は、佐藤治子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級60名を3学級105名に変更するものでございます。

経費の見積もり及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。何か質問はございますでしょうか。

それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○議案担当者 それでは、議案第8号、東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園の収容定員に係る園則変更認定について、ご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人渡辺学園。

園長は、本村真弓氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級90名を6学級140名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。

何かご質問はございますでしょうか。お願いいたします。

○友松委員 意見があります。

第二部会で、この案件については議論をさせていただきましたけれども、この幼稚園の収容定員の変更は、認定こども園化を伴ったものであります。それに伴って、この変更後の定員数の中には、認定こども園に所属する子供の数が含まれています。そのことについては、私学審議会において提示しなくてもよい状況、今においては状況にあるのかもしれませんが、私といたしましては、私学審議会において、認定こども園化に伴う定員変更等については、認定こども園に所在する子供の定員数等を記載するべきではないかと思っております。

以上です。

○小泉会長代行 事務局、いかがでしょうか。

○私学行政課長 ご意見承りました。事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。

ろしくお願いいたします。

○小泉会長代行 よろしく申し上げます。

そのほかに何かご質問はありますでしょうか。

それでは、今、友松委員から出ましたことにつきましての対処をよろしくお願いいたします。

それに基づきまして、それでは議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、4月の開催日は、17日水曜日を予定しております。会場は、開催案内で改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時27分閉会